

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実により、企業グループ全体の経営の透明性、健全性、効率性を高めていくことが、持続的な企業価値の向上のために不可欠であり、当社グループの重要な経営課題とらえております。特に、株主を始め、顧客、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーと良好な関係を構築していくために適時適切に情報を開示し、企業活動の透明性を確保していくことは重要であると考えております。

当社は、基本的な仕組みとして監査役制度を採用することにより、取締役会による業務執行の監督と監査役会による監査を中心とした経営監視の体制を構築しております。また、取締役と監査役の報酬については、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しており、この点で株主の監視が働く仕組みとなっております。

なお、取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に対応できる経営体制を機動的に構築するために、取締役の任期を1年にしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

<補充原則1-2-4 議決権電子行使や招集通知英訳化>

現在、当社では議決権電子行使プラットフォームの導入はしておらず、招集通知の英訳も行っておりません。電子投票制度の導入については、当社では今期予定している株式併合と単元株式数の変更の実施後の株主構成を踏まえ、改めて検討いたします。

また、招集通知の英訳については、現在の海外投資家の株式所有比率が約12～15%程度であることに鑑み、概ね20%程度となった時点で検討を開始する方針ですが、狭義の招集通知や株主総会参考書類等の部分的な英訳といった暫定的な対応も含めて、電子投票制度との同時対応も視野に今後検討していきます。

<補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価>

実効性の高い取締役会を確保すべく、今後アンケートやインタビュー方式等の自己評価を実施し、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果については来期以降の開示を予定しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

<原則1-4 いわゆる政策保有株式>

1. 保有に関する方針

対象となる企業等との継続的かつ安定的で良好な関係の維持・強化、事業戦略上のメリットの享受などが図られ、対象先および当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与すると判断される場合、政策保有株式として対象先が発行する株式を保有します。なお、政策保有株式については個別銘柄毎に、毎年その保有目的や合理性を取締役に於て総合的に検証し、保有についての見直しを図ります。

2. 議決権行使に関する方針

議決権行使については、すべての議案に対して、原則として肯定的に判断いたします。ただし、株主価値の毀損につながる議案に関しては個別に精査し、適切に議決権を行使します。なお、議決権の行使に際しては、当該株式の発行先毎に、その経営状況や当社との関係維持・強化なども総合的に判断する必要があるため、外形的な基準は設けていません。

<原則1-7 関連当事者間の取引>

当社の取締役会規定の付議事項に「関連当事者間の重要な取引」について承認の必要を規定しており、関連当事者の有無、および関連当事者と当社との取引の有無、ならびに取引の内容等について、開示に先立って取締役会に報告し、「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」に定める取引の重要性に基づき、監視を行います。

<原則3-1 情報開示の充実>

(1) 経営理念、経営方針、中期経営計画は当社ホームページ等で掲載し開示を行っております。

[経営理念／経営方針] <http://www.tokyo-dome.jp/company/vision.html>

[中期経営計画] <http://www.tokyo-dome.jp/ir/strategy.html>

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「1.1 基本的な考え方」に記載の通りです。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬については、本報告書の「2.1 機関構成・組織運営等」に係る事項【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容にて記載の通りです。

(4) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名については、毎年代表取締役が人選を行います。その後、独立社外取締役を多数構成とする「ガバナンス委員会」での審議を経た後、取締役会での承認を行い、株主総会へ付議し、決定します。

(5) 招集通知、有価証券報告書にて社外取締役・社外監査役に対する選任理由を明記しております。

また、社内取締役・社内監査役については平成28年(第106回定時株主総会)の招集通知にて理由を明記しております。

[招集通知] http://www.tokyo-dome.jp/ir/s_meeting.html

<補充原則4-1-1 取締役会から経営陣に対する委任の範囲の概要>

当社は、取締役会において法令および定款に定められた事項、ならびに経営上重要な事項(株主総会に関する事項、重要な業務執行に関する事項、重要な組織および人事に関する事項等)を決定しております。

また、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、常勤取締役全員によって構成される経営会議を設置し、取締役会に付議すべき事項の決定ならびに取締役会の決議事項に基づく社長の業務執行に必要な答申を行っております。

さらに戦略的・機動的な意思決定と業務執行を目指して執行役員制度を導入し、執行役員は取締役会が選任し、取締役会の決定に基づき社長が委嘱する担当職務の執行責任者としての責任と権限を有し、業務を執行しています。そして、執行役員全員によって構成される執行役員会を設置し、取締役会および経営会議の決議事項を伝達し、社長の業務執行に関する情報交換・連絡・調整の円滑化を図っています。なお、現場・現実に基づいた意思決定と監督を行うために、監督と執行の完全な分離は志向せず、常勤取締役が執行役員として業務執行を担当するとともに取締役会に参画する体制をとっています。

取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規定」および「職務権限基準(責任事項)規定」等を整備・改善することにより各部署が適切に業務を遂行する体制を構築しており、また、会社経営上重要な事項や業務執行状況は取締役会へ適切に付議・報告しております。

<原則4-8 独立社外取締役の有効な活用>

当社は現在、3名の社外取締役を選任しております。平成28年4月より3名全ての社外取締役を独立社外取締役に選任しており、専門性を有した豊富な経営経験と、その独立した客観的立場から、独立社外取締役が持つべき監督責務を果たしていると考えております。

<原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質>

当社及び当社の子会社(以下、当社グループ)は、社外役員について、下記の項目によりその独立性を判断します。また、東京証券取引所が定める「独立役員」として指定する場合は、いずれの項目にも該当しないことを要件といたします。

A 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者(会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する者をいう)

・「当社グループを主要な取引先とする者」とは、直近の3事業年度における当社グループとの取引額が当該会社の当該事業年度における(連結)売上高の2%以上を占める者をいう。

B 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者

・「当社グループの主要な取引先」とは、直近の3事業年度における当社との取引額が当社グループの当該事業年度における連結売上高の2%以上を占める者をいう。

C 当社グループの主要な借入先又はその業務執行者

・「主要な借入先」とは、当社グループの借入先のうち、直近の事業年度末における借入残高(社債等有利子負債を含む)が上位3位以内の会社(親会社がある場合には、当該親会社も含む)をいう。

D 当社グループの主要株主又はその業務執行者

・「主要な株主」とは、直近の事業年度末での議決権を、当社グループ各々の会社において、直接又は間接に関わらず10%以上を保有する者をいう。

E 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家又は税務専門家(個人である場合には、その者が代表又はそれに準ずる職を務める団体を含む)

・「多額の金銭」とは、直近の3事業年度を対象として、個人である場合には年間1,000万円以上、団体である場合には当該団体の当該事業年度の(連結)売上高の2%以上の金額をいう。

F 当社グループを担当している会計監査人である監査法人の社員若しくはパートナー、又はその他の会計専門家

G 当社グループが多額の寄付を行っている先の業務執行者

・「多額の寄付」とは、直近の3事業年度を対象として年間1,000万円以上の金額の寄付をいう。

H 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者

I 当社グループの取締役、監査役、執行役員又は使用人(過去にそうであった者を含む)

J 上記AからHに掲げる項目は、現時点で該当しなくとも過去3年間に遡って確認するものとする。

K 上記AからIに掲げる項目は、その三親等以内の近親者についても確認するものとする。

<補充原則4-11-1 取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方>

当社は、定款で取締役を12名以内と定めており、取締役会は性別・年齢などに関わらず、取締役の責務を果たす為に最適な資質を有すると考えられる人材を取締役候補として選定しております。人材の多様性を尊重しながらも、特段女性枠・外国人枠等の枠を設定する方針はありません。

現在、取締役会は各事業分野に精通した社内取締役7名と、企業経営の豊富な知識・経験を有する社外取締役3名の計10名で構成しており、バランスが図られています。

選任においては、毎年、代表取締役が人選を行い、独立社外取締役を多数構成とする「ガバナンス委員会」での審議を経て取締役会に答申し、その承認を経て株主総会へ付議し、決定します。

<補充原則4-11-2 取締役・監査役の上場会社の役員との兼任状況>

当社社外取締役・社外監査役の兼務状況は、株主総会招集通知の事業報告および株主総会参考書類等において毎年開示しております。なお、本報告書の「2.1.機関構成・組織運営等に係る事項【取締役関係】および【監査役関係】」の各項目においても情報を記載しております。

<補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング>

当社では取締役・監査役に対し、期待される役割や責務、必要とされる資質・知識などを踏まえ、トレーニングについて幅広く支援いたします。具体的には以下の研修等を実施しております。

- ・新任の社外取締役・社外監査役に対する会社概要等に関する説明の実施
- ・コンプライアンス等に係る研修
- ・外部講師による社会・経済情勢や、法令改正、安全推進等、企業として対処すべき課題に関する講演会の実施
- ・その他、各取締役・監査役が個別に必要とするトレーニング機会の提供・幹旋および費用の支援

<原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針>

当社では、公正かつ適切な情報開示を行うため、「ディスクロージャーポリシー」を策定し、当社ホームページにて開示を行っています。「ディスクロージャーポリシー」では、株主を含むステークホルダーとの双方向の建設的な対話を促進し、株主価値を向上させるための方針として以下のURLの記載の通り定めています。http://www.tokyo-dome.jp/disclosure_policy/index.html

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	17,501,000	9.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	13,443,000	7.05
株式会社みずほ銀行	9,064,649	4.75
富国生命保険相互会社	8,553,000	4.48

株式会社竹中工務店	6,686,000	3.50
資産管理サービス信託銀行株式会社(証信託口)	2,948,000	1.54
資産管理サービス信託銀行株式会社(投信受入担保口)	2,727,868	1.43
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	2,626,400	1.37
日本生命保険相互会社	2,609,364	1.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2,579,000	1.35

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	1 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 12名

定款上の取締役の任期 1年

取締役会の議長 更新 会長(社長を兼任している場合を除く)

取締役の人数 更新 10名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 3名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
秋山 智史	他の会社の出身者								△			
森 信博	他の会社の出身者					△						
井上 義久	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
秋山 智史	○	富国生命保険相互会社取締役会長 富士急行株式会社社外取締役 株式会社帝国ホテル社外取締役 日清紡ホールディングス株式会社社外取締役 昭和電工株式会社社外取締役	社外取締役の秋山智史氏は、当社の上位株主である富国生命保険相互会社の取締役会長であり、客観的・中立的な立場から経営に参画しています。 企業経営の豊富な知識・経験を活かし、取締役会で適宜発言し、社外取締役として業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。 また、同氏は「独立性判断基準」を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
森 信博	○	——	社外取締役の森信博氏は、客観的・中立的な立場から経営に参画しています。同氏の経営者としての豊富な経験・知識により、大所高所から有益な助言・指導を受けることで、経営監督機能の強化が十分に図られていると考えて

			おります。 同氏は、平成16年4月まで当社の取引銀行であるみずほコーポレート銀行(現みずほ銀行)の取締役副頭取を務めており、金融機関の経営者としての、金融・経営分野での豊富な知識・経験を活かし、取締役会で適宜発言し、社外取締役として業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。 また、同氏は「独立性判断基準」を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
井上 義久	○	朝日生命保険相互会社 監査役	社外取締役の井上義久氏は、当社の上位株主である朝日生命保険相互会社の監査役であり、客観的・中立的な立場から経営に参画しています。 金融機関の経営者としての、金融・経営分野での豊富な知識・経験を活かし、取締役会で適宜発言し、社外取締役として業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。 また、同氏は「独立性判断基準」を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 更新 あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	ガバナンス委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	ガバナンス委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役

補足説明 更新

当社は取締役会の諮問委員会であるガバナンス委員会を設置しております。
取締役の選任については、毎年代表取締役が人選を行い、独立社外取締役を多数構成とするガバナンス委員会での審議を経て取締役会に答申し、取締役会での承認を経て株主総会へ付議し、決定します。
同様に取締役の報酬の決定についても、ガバナンス委員会での審議を経て取締役会に答申することで、客観性、合理性の高い報酬決定を図ります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、会計監査人より随時監査に関する報告及び説明を受け、審査法務部は会計監査人から定期的なヒアリング(原則年2回)を受けるなど情報共有と相互連携を図っております。なお、当社は有限責任あずさ監査法人と監査契約を結び、会計監査を受けています。
業務を執行した公認会計士は、山田治彦氏、九鬼聡氏であり、会計監査に係る補助者は、公認会計士5名、その他13名です。また、第106期(平成28年1月期)における監査法人への監査契約に基づく監査証明に係る報酬は65百万円です。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
	1名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
堤 淳一	弁護士										○			
野崎 幸雄	弁護士										△			
児玉 幸治	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
堤 淳一		弁護士	社外監査役の堤淳一氏は、弁護士であり当社の法律顧問でもあります。同氏は弁護士としての永年の経験により、豊富な専門知識と高い見識を有しており、当社の経営に対して公正かつ客観的な立場から意見具申を行っています。同氏の選任により、当社の経営に対する法的なチェック機能と取締役の業務執行を監査する体制が一層強固になっていると考えております。
野崎 幸雄		弁護士	社外監査役の野崎幸雄氏は、弁護士であります。同氏は裁判官・弁護士としての永年の経験により、豊富な専門知識と高い見識を有しており、当社の経営に対して公正かつ客観的な立場から意見具申を行っています。同氏の選任により、当社の経営に対する法的なチェック機能と取締役の業務執行を監査する体制が一層強固になっていると考えております。尚、平成26年10月で顧問契約は終了となりました。
児玉 幸治	○	一般財団法人機械システム振興協会 会長 株式会社よみうりランド社外監査役	社外監査役の児玉幸治氏は、一般財団法人機械システム振興協会会長であり、永年の多方面に亘る経験により豊富な専門知識と高い見識を有しており、当社の経営に対して公正かつ客観的な立場から意見具申を行っていただくことで、当社の経営に対するチェック機能と取締役の業務執行を監査する体制が一層強固になっていくと考えております。同氏は、独立役員の属性として、取引所が規定する項目に該当するものではありませんので、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役賞与について、当該期における経営成績等に基づく基準を取締役会で定め、その達成度に応じて支給額算定を行う制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

第106期(平成28年1月期)における当社の取締役及び監査役に対する報酬等の総額は以下の通りです。
取締役9名 235百万円(うち社外取締役3名 17百万円)
監査役5名 66百万円(うち社外監査役3名 17百万円)
期末人員は、取締役9名、監査役5名であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は平成20年4月25日開催の第98回定時株主総会において、年額を取締役報酬額を、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとして年額400百万円以内(うち社外取締役分は年額30百万円以内)、監査役報酬額を年額80百万円以内としてご承認をいただいております。
また報酬決定の手続きにおいては、取締役会の諮問委員会として独立社外取締役を多数構成とするガバナンス委員会を設置し、本委員会で審議し取締役会に答申することで、客観性・合理性の高い報酬決定を図ります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役又は社外監査役に対する情報伝達の窓口としては、取締役会の開催事務局である秘書室が担当セクションとなっております。取締役会の重要な案件につきましては、常勤取締役が事前に、また個別に社外取締役へ説明に赴いております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の取締役会は、取締役10名で構成され、当社の経営方針及び業務執行を決定し、取締役及び執行役員の職務の執行を監督する権限を有しております。なお、取締役10名のうち3名は専門性を有した経営監督機能の高い社外取締役であります。
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、常勤取締役全員によって構成される経営会議を設置しており、取締役会に付議すべき事項の決定並びに取締役会の決議事項に基づく取締役社長の業務執行に必要な答申を行っております。
当社は、平成14年4月に、戦略的・機動的な意思決定と業務執行を目指して執行役員制度を導入いたしました。執行役員は、取締役会で選任され、取締役会の決定に基づき社長が委嘱する担当職務の執行責任者としての責任と権限を有し、業務を執行しております。また、執行役員全員によって構成される執行役員会を設置し、取締役会及び経営会議の決議事項を伝達し、社長の業務執行に関する情報交換・連絡・調整の円滑化を図っております。なお、現場・現実に根ざした意思決定と監督を行うため、監督と執行の完全な分離は志向せず、常勤取締役が執行役員として業務執行を担当するとともに取締役会に参画する体制をとっております。
当社は、監査役制度を採用しております。監査役会は、監査役5名で構成され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、または決議をしております。なお、監督機能を強化するため、監査役5名のうち3名は、社外監査役であります。各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担などに従い、取締役会及びその他の重要な会議に出席するほか、取締役等に営業の報告を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な事業所には自ら赴き業務及び財産の状況を調査しております。
さらに、取締役会の諮問機関として独立社外取締役を多数構成とするガバナンス委員会を設置し、取締役及び執行役員の指名及び報酬等特に重要な事項に関して取締役会が検討するに当たり、本委員会が適切な答申を行うことで取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記当社のガバナンス機構において、当社の取締役会は業務執行に対する十分な監督機能を有しており、また監査役会についても経営監視機能の客観性および中立性が確保されていると考えられることから、現行の体制を採用しております。

/// 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明

集中日を回避した株主総会の設定	当社は1月決算であり、毎年4月に株主総会を開催しているため、第一集中日は回避されています。
その他	平成28年4月27日開催の第106回定時株主総会の招集通知は、総会開催日の16日前に発送いたしました。なお、招集通知は発送に先立ち、平成28年4月5日に当社ホームページにて公開しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身による説明の有無

ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社では、公正かつ適切な情報開示を行うため、「ディスクロージャーポリシー」を策定し、当社ホームページにて開示を行っています。「ディスクロージャーポリシー」では、株主を含むステークホルダーとの双方向の建設的な対話を促進し、株主価値を向上させるための方針として以下のURLの記載の通り定めています。 http://www.tokyo-dome.jp/disclosure_policy/index.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	3月・9月に代表取締役出席のもと、アナリスト、機関投資家向けの決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、四半期業績、有価証券報告書、報告書(事業報告書)、グループレポート、適時開示情報、中期経営計画、社長メッセージ等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署として、広報IR室を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>環境対策として、環境対策小委員会の設置と「地球温暖化対策結果報告書」の公表、地域冷暖房システム(DHC)・氷蓄熱等の高効率エネルギーシステムの導入、雨水再利用による資源の節約等の実施をしております。</p> <p>また、地域社会への貢献として、東京ドームシティ周辺地域の定期的な美化活動、公益財団法人野球殿堂博物館に対する展示・研究スペースの無償提供等文化事業への支援、自社営業施設への地域在住の障害者・高齢者の方々のご招待等を実施しております。</p> <p>さらに、平成25年3月19日には、地元文京区と災害時の相互協力に関する協定を締結し、災害時には東京ドームシティの一部施設にて帰宅困難者の受入等、できる限りの支援活動を行うこととしております。</p>
------------------	---

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、平成18年7月27日に開催された取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」について決議し、この方針に基づいて以下のとおり内部統制システムを整備し、運用しております。

1 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コンプライアンス体制

当社は、各ステークホルダーとの強い信頼関係を築くべく全社的視点からコンプライアンスを推進するため、代表取締役社長（以下「社長」という）を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、役員、従業員を含めた倫理指針である「コンプライアンス行動規範」を制定して、これを遵守している。

(2) コンプライアンス・プログラムの策定とその適切な運用

当社は、全社的、全グループ的な具体的行動によってコンプライアンスを実現するため、コンプライアンス・プログラムを策定するとともに「関係会社管理規定」を整備し、これに従ってコンプライアンス体制を運用している。

(3) 内部通報制度

当社は、いわゆる内部通報制度として「スピークアップ制度」を発足させ、役員や従業員の行動が「コンプライアンス行動規範」に違反しているかもしれないと感じた場合には、コンプライアンス委員会に報告、相談できる体制を確立し、維持・改善することによってコンプライアンス違反による信用失墜など企業価値を損ねる事態の発生を未然に防止している。

(4) コンプライアンス違反が発生した場合

コンプライアンス委員会において原因の追及と再発防止に努め、責任の所在を明らかにすることとしている。

(5) 不利益取扱いの禁止

スピークアップ制度を利用した者について、利用者の匿名性保護や秘密保持、当該制度の利用を理由とする不利益処分の禁止等を徹底している。

(6) 取締役の役割

取締役は、取締役会の適切な運営を確保して取締役間の意思疎通を図り、相互に業務執行を監督するとともに、実効性のある内部統制システムを構築し、運用・改善していくことによって法令・定款違反行為を未然に防止している。さらに、経営監督機能を強化するため、社外取締役が客観的・中立的立場から経営に参画している。

(7) 監査役役割

当社は、監査役会設置会社であり、後述のとおり監査役の監査が実効的に行われることを確保し、監査役会の定める監査の方針及び分担に従って取締役の職務執行を各監査役の監査対象とすることにより法令・定款違反行為を未然に防止している。監査役は、基本方針に従って適切な内部統制システムが構築されているか、同システムが適切に運用され、改善されているかについて監査し、社長あるいは取締役会に意見を述べている。また、監査機能を強化するため、社外監査役が公正かつ客観的な立場から経営を監視している。

(8) 内部監査部門の活用

当社において内部監査の主管部署である審査法務部が、各部署の業務遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、改善・合理化への助言・提案等も含めて、その結果を社長、監査役及び被監査部署長に報告している。また、審査法務部は会計監査人から定期的なヒアリング（原則年2回）を受けるなど情報共有と相互連携に努めている。さらに、審査法務部は、より効率的かつ効果的で、全社的・全グループ的な監査方法を研究し、実施することにより、使用人の法令・定款違反行為の予防に努めている。

(9) 社内コミュニケーションの充実

コーポレート・ガバナンスの観点から、経営者と従業員のコミュニケーション・ミーティング（名称：コミュニケーション・ラウンジ）を実施し、経営者と従業員が相互に会社あるいは仕事に対する理解を深め、風通しがよく、透明性の高い企業風土の醸成に努めている。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 文書管理

当社は、「情報管理規定」に従い、取締役の職務の執行に係る情報・文書を、その保存期間や保管部署を含めて適切に保存及び管理し、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書等の重要な文書は永久保存として、いずれも検索性の高い状態で管理している。

(2) 個人情報保護

当社は、情報管理規定及び個人情報保護に関するプログラムを策定しており、これらに従って、当社が保有している個人情報の保護に努めている。

(3) 情報の管理をする委員会の設置

後述のとおり、当社は、内部統制システムの一層の充実を図るため、経営に重大な影響を与えるリスクをトータルに認識し、対応することを目的として、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、さらにこの「リスク管理委員会」のもと「情報管理小委員会」を設け、文書や個人情報ばかりでなく情報全般を管理する体制を整備し、運用している。

3 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理規定の制定とリスク管理委員会の設置

当社グループのリスク管理を体系的に定める「リスク管理規定」を制定するとともに、これに基づいて、経営に重大な影響を与えるリスクをトータルに認識、対応するために、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置している。「リスク管理委員会」のもとには、防災対策を統制する「防災小委員会」、顧客の安全管理を統制する「安全管理小委員会」、情報の適時開示と情報全般の管理を統制する「情報管理小委員会」、周辺環境対策等を統制する「環境対策小委員会」、財務報告の信頼性確保を統制する「財務報告小委員会」を設置し、各小委員会はそれぞれの担当分野におけるリスクマネジメントを実施している。「リスク管理委員会」は各小委員会の活動状況のほか、各部署及び各子会社（以下「グループ会社」という）におけるリスク管理の状況の報告を受けるなどしてグループ全体のリスクの状況をレビューし、その結果を定期的に又は必要に応じ随時取締役会及び監査役に報告している。また、「リスク管理委員会」は、リスク管理全般が円滑かつ効率的に実施されるための個別規定、マニュアル等を整備している。

(2) 危機管理体制の整備

不測の事態（危機）が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置して迅速に対応し、損害の拡大を防いでこれを最小限に止める体制を整えている。

4 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 経営会議

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、常勤取締役全員によって構成される経営会議を設置し、取締役会に付議すべき事項の決定ならびに取締役会の決議事項に基づく社長の業務執行に必要な答申を行っている。

(2) 執行役員制度

戦略的・機動的な意思決定と業務執行を目指して執行役員制度を導入し、執行役員は、取締役会が選任し、取締役会の決定に基づき社長が委嘱する担当職務の執行責任者としての責任と権限を有し、業務を執行している。そして、執行役員全員によって構成される執行役員会を設置し、取締役会及び経営会議の決議事項を伝達し、社長の業務執行に関する情報交換・連絡・調整の円滑化を図っている。なお、現場・現実に根ざした意思決定と監督を行うために、監督と執行の完全な分離は志向せず、常勤取締役が執行役員として業務執行を担当するとともに取締役会に参画する体制をとっている。

(3) 業務分掌規定及び職務権限基準（責任事項）規定

取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規定」及び「職務権限基準（責任事項）規定」等を整備・改善することにより各部署が適切に業務を遂行する体制を構築しており、また、会社経営上重要な事項や業務執行状況は取締役会へ適切に付議・報告している。

5 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) 関係会社管理規定の制定とその適正な運用・改善

グループ会社全体の業務の適正を確保するために、「関係会社管理規定」を制定し、当社への決裁・報告制度によるグループ会社の経営管理を行っている。

(2) 事業ユニット会議及び東京ドームグループ合同役員会の開催

業績報告及び情報交換を目的として、各グループ会社の事業内容に応じた各種事業ユニット会議を四半期毎に開催している。また、グループ全体の経営上重要な事項の報告及び情報交換を目的として、東京ドームグループ合同役員会を開催している。

(3) グループ会社管理

グループ会社の自立経営を原則としたうえで、グループ会社管理の主管部署であるグループ戦略室が、関係部署と協力しながら以下の事項についてグループ会社の適切な管理を行っている。

イ) 個々のグループ会社の経営状況の把握と、適切な連結経営体制の構築、維持

ロ) グループ会社における適切な水準の内部統制システムの整備・運用

ハ) グループ会社の重要なリスクの把握と、これを適切に管理するためのグループ会社統制

(4) コンプライアンス体制

グループ会社における業務の適正を確保するため、それぞれのグループ会社においてコンプライアンス行動規範及びこれを基礎とする諸規定を定めている。また、コンプライアンス体制については、全グループ的な具体的行動によって一層実効性のあるものとすべく、関係会社管理規定及びグループ各社のコンプライアンス・プログラムに従って運用している。さらに、それぞれのグループ会社において実効性のある内部通報制度を構築し、運用している。

(5) グループ会社内部監査

グループ戦略室は、審査法務部とともに、グループ会社に対する内部監査業務を遂行している。この場合、グループ戦略室と審査法務部は、グループ会社業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、改善・合理化への助言・提案等も含めて、その結果を社長、監査役及び被監査会社社長に報告している。

(6) 取締役、監査役の派遣

必要に応じてグループ会社の取締役又は監査役を当社から派遣し、取締役は他の取締役と連携して業務の効率化を図るとともに相互に業務執行を監督し、監査役は派遣先会社の監査を行うとともに他の監査役と連携してグループ会社監査の実効性を高めている。

6 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役職務を補助すべき使用人（以下「監査役補助者」という）は置いていないが、監査役の要請により審査法務部及びグループ戦略室がこれを補佐することとしている。

なお、監査役の要請により監査役補助者を置く場合は、監査役補助者の任命、解任、人事異動、評価、賃金等の改定その他については監査役会の意見を聴取するものとし、取締役はこれを尊重することとしている。また、監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないことになっている。

7 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

・取締役会等重要な会議への出席

監査役・監査役会が必要に応じて取締役等に問題提起できるよう、監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は経営会議、執行役員会、東京ドームグループ合同役員会、事業ユニット会議、リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会に出席しており、その他の重要な会議に出席することができることとなっている。

・重要書類の回付

常勤監査役には稟議書その他の重要書類が回付されており、監査役からの要請があれば直ちに関係書類・資料等が提出されることとなっている。

・代表取締役、取締役、執行役員（以下「代表取締役等」という）からの報告

代表取締役等は、コンプライアンス上問題のある事項、法令・定款に違反するおそれのある事項及び当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項等が発生した場合は、これらを直ちに監査役・監査役会に報告することとなっている。また、代表取締役等は、グループ会社において、コンプライアンス上問題のある事項、法令・定款に違反するおそれのある事項及び当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、監査役及びコンプライアンス委員会に報告することとなっている。これに対し、グループ会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令・定款に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、コンプライアンス委員会に報告し、コンプライアンス委員会事務局は直ちにこれを監査役に報告することとなっている。以上のほか、監査役はいつでも必要に応じて、代表取締役等及び使用人に対して報告を求めることができることとなっている。

(2) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
基本的に当社の監査役が子会社の監査役を兼務しており、当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制と同様の体制をとっている。

8 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

コンプライアンス・プログラムにおいて、前号により監査役に対して報告を行った者に対する不利な取扱いを禁止する旨を明記している。

9 監査役職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について、費用又は債務が発生した場合は、取締役及び使用人は、会社法第388条に則り、当該費用又は債務が監査役職務の執行に必要であるときには、請求によって当社既定の手続きにより、償還が保障されるものとしている。

10 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役による監査役監査の重要性の認識

取締役は、監査役監査基準等を通じて監査役監査の重要性・有用性を十分に認識し、監査役監査の環境整備に努めている。

(2) 関係各部署の協力

監査役・監査役会が必要と認めるときは、社長と協議のうえ、特定事項について審査法務部あるいはグループ戦略室に調査を求めることができ、その他財務部等の関係各部署に対しても監査への協力を求めることができることとなっている。

(3) 会計監査人との連携

監査役・監査役会は、取締役会による会計監査人の選任について同意をしたうえで、かかる会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスク評価及び監査重点項目等について、情報や意見を交換するなどして緊密な連携を図っており、効率的な監査を実施する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は平成14年度に社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、反社会的勢力に毅然として対応することなどを内容とした「コンプライアンス行動規範」を制定して、その遵守を徹底している。

また、平成19年から当社だけでなく、東京ドームシティ内で営業活動及び警備活動を行う全ての法人・団体を会員とする「東京ドームシティ暴力団等排除対策協議会」を設置し、「暴力団排除宣言」を採択し、東京ドームシティで従事する従業員全員にこの宣言を遵守するように徹底している。平成23年10月の「東京都暴力団排除条例」施行に際しては、警察や弁護士の指導の下、新規取引先の事前審査の徹底や、契約書等の暴力団排除条項の再確認などの対策を実施している。

2 反社会的勢力排除に向けた整備状況

社内に統括部署を設け、平素より警察等関係諸機関からの情報収集に努めるとともに、社内に向けて対応方法等の周知を図っている。また事案の発生時には、警察等関係諸機関や弁護士と緊密に連携して、速やかに対処できる体制を構築している。

参考資料「模式図」

東京ドームグループのコーポレート・ガバナンス体制

